

越谷市市民活動支援センター団体登録要領

平成24年4月24日
市長決裁

改正 平成25年8月5日

(趣旨)

第1条 この要領は、越谷市市民活動支援センター設置及び管理条例（平成23年条例第12号）第6条及び越谷市市民活動支援センター設置及び管理条例施行規則（平成23年規則第57号。以下「規則」という。）第2条第3項の規定に基づき、越谷市市民活動支援センター（以下「支援センター」という。）の団体登録について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「市民活動」とは、営利を目的としない自主的かつ主体的な特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に定める特定非営利活動その他これに類する公共活動をいう。

2 この要領において「登録団体」とは、第7条第2項の規定により団体登録名簿に記載され、規則第2条第1項の越谷市市民活動支援センター団体登録証を交付されたものをいう。

(登録の要件)

第3条 登録団体として登録を受けることができる団体は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 主として市内において、市民活動を継続的に行っていること。
- (2) 誰もが住みよい地域社会の実現及び協働のまちづくりの推進を図るため、市（越谷市市民活動支援センター設置及び管理条例第18条第1項の規定により指定管理者に支援センターの管理を行わせる場合にあつては、指定管理者を含む。第5条第3号及び第5号において同じ。）と協働して施策、事業等を推進していく意欲を有していること。
- (3) 構成員が2人以上で、かつ、市内において、住み、働き、学び、または活動していること。

- (4) 構成員の資格の得喪に関して不当な条件を付していないこと。
- (5) 宗教活動、政治活動又は特定の者の利益のための活動を目的としないこと。

(登録団体への支援)

第4条 市長は、登録団体に対して、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 市民活動に関する講座等の情報提供
- (2) 登録団体の情報誌及び講座等のチラシの支援センター内への配架及び掲示

(登録団体の役割)

第5条 登録団体は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 支援センターにおいて開催する登録団体会議への出席
- (2) 支援センターにおける市民活動に関する活動の報告
- (3) 協働フェスタ等市が実施する市民活動に関する事業への参加及び協力
- (4) 市民への当該団体情報の広報活動
- (5) その他誰もが住みよい地域社会の実現及び協働のまちづくりの推進を図るための市との協働

(登録の申請)

第6条 登録団体として登録を受けようとする団体は、規則第2条第1項の越谷市市民活動支援センター団体登録申請書（以下「団体登録申請書」という。）を随時市長に提出することができる。

2 規則第2条第2項の規定により団体登録申請書の添付書類として市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款、規約、会則等
- (2) 団体役員名簿
- (3) 団体の活動の実績を確認することができる書類
- (4) 団体の活動の計画を確認することができる書類
- (5) 団体の会計内容を確認することができる書類（会費を徴収している団体に限る。）
- (6) その他市長が必要と認める書類

(登録の決定)

第7条 市長は、団体登録申請書の提出があったときは、その内容を審査し、登録の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、登録する決定をしたときは、当該申請団体を団体登録名簿に記載し、規則第2条第1項の越谷市市民活動支援センター団体登録証を交付するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による審査の結果、登録しない決定をしたときは、その理由を付して当該申請団体に通知するものとする。

(活動の報告)

第8条 登録団体は、事業年度ごとに第6条第2項第3号から第6号までに掲げる書類を作成し、事業年度終了後、5月31日までに市長に提出しなければならない。

(廃止及び変更の届出)

第9条 登録団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、越谷市市民活動支援センター団体登録廃止・変更届（別記様式）により市長に届け出なければならない。

- (1) 当該団体を解散したとき。
- (2) 第3条各号に規定する要件に適合しなくなったとき。
- (3) 第6条第2項第1号に掲げる書類に定める事項に変更が生じたとき。
- (4) 当該団体の代表者の氏名若しくは住所又は連絡先に変更が生じたとき。

(登録の取消し)

第10条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正によって登録団体としての登録を受けたことが明らかとなったとき。
- (2) 第8条の規定による書類の提出をせず、又は当該書類に虚偽その他不正があることが明らかとなったとき。
- (3) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽その他不正な届出をしたことが明らかとなったとき。
- (4) 支援センターの施設又は備品の利用方法が適切でないと認められるとき。
- (5) この要領の趣旨に反する行為があったと認められるとき。
- (6) その他市長が登録の取消しを適当と認める理由があるとき。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、支援センターの団体登録に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則 この要領は、平成24年5月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年8月15日から施行する

別記様式（第9条関係）

越谷市市民活動支援センター団体登録廃止・変更届

年 月 日

越谷市長 宛

ふりがな

団 体 名 _____

ふりがな

代 表 者 名 _____

住 所 _____

連絡担当者

又は責任者 _____

電 話 番 号 _____

越谷市市民活動支援センターの { 団体登録を廃止したいので、
} 団体登録の内容に変更があったので、
 越谷市市民活動支援センター団体登録要領第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

廃止の 場 合	廃止理由		
変更の 場 合	代 表 者	変 更 前	氏名
			住所
		変 更 後	氏名
			住所
	連 絡 先	変 更 前	
		変 更 後	
そ の 他	変更内容		
廃止・変更年月日		年 月 日	